



「長野県プロボノベース」オープン

特集 NPO法の一部改正法のあらまし

特集 熊本地震支援に関する情報

シリーズ 「協働デスク便り」

平成28年度長野県生活支援コーディネーターネットワーク研修参加者募集
しあわせ信州婚活サポーターを募集しています

県からのお知らせ

事業報告書等の提出期限にご注意ください！
役員変更等の届出もお忘れなく！
NPO法人設立講座開催案内

長野県みらい基金からのお知らせ

マンスリー寄付スタート

県内の認定、仮認定NPO法人紹介
新NPO法人紹介

NPO法の一部改正法のあらまし

平成28年6月7日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」(平成28年法律第70号)が公布されました。改正のポイントは、以下のとおりです。法改正の詳細は、内閣府NPOホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp/>)をご覧ください。

内閣府が所轄庁を対象に開催する説明会を受けて、今後、さらに詳細な情報を提供する予定です。

この改正法は、公布の日から起算して1年以内において政令で定める日から施行されます。

なお、改正のポイント中【法人制度に関する変更】2及び3の改正は、それぞれの項目に記載した日から施行されます。

改正のポイント

法人制度に関する変更

- 1 認証申請の縦覧期間が現行の2か月から1か月へと短縮されます。
これに関連して縦覧書類の補正期間も現行の1か月間から2週間に短縮されます。
- 2 貸借対照表の公告が必要になります。(施行：公布の日から起算して2年6か月以内)
前事業年度の貸借対照表の作成後、次の①～④の方法のうち定款で定める方法により公告しなければならないものとされました。義務違反に対する過料の規定も設けられました。
公告方法：①官報に掲載する方法 ②日刊新聞紙に掲載する方法 ③電子公告(※)
④公衆の見やすい場所に掲示する方法
(※電子公告には、内閣府ポータルサイトを利用する方法を含む。)
これに関連して、現行では毎事業年度必要となっている資産の総額の登記が不要になります。
- 3 内閣府ポータルサイトにおける情報提供が拡大されます。(施行：公布の日から)
所轄庁及びNPO法人は内閣府ポータルサイトにおいて、事業報告書その他の活動に関する情報の積極的な公表に努めるものとされました。これまでもNPO法人のデータベースとして運用されていましたが、NPO法人の皆様は内閣府ポータルサイトを積極的にご活用ください。
(内閣府ポータルサイト <https://www.npo-homepage.go.jp/Portal/corpSearch!show2.action>)
- 4 事業報告書等を備え置く期間が延長されます。
NPO法人が事業報告書等を事務所に備え置かなければならない期間が、現行の「翌々事業年度の末日までの間」から「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」に延長されるとともに、NPO法人から提出された事業報告書等を所轄庁において閲覧・謄写できる期間が、現行の過去3年間から過去5年間に延長されます。

認定NPO法人・仮認定NPO法人に関する変更

- 1 海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の事前提出が不要になります。
事前提出に代わり、送金等の金額にかかわらず毎事業年度1回の事後提出が義務づけられます。(内閣府令の改正により対応)
- 2 役員報酬規程等の備え置き期間が延長されます。
事業報告書等の備え置き期間の延長と同様に延長されます。
所轄庁での閲覧・謄写できる期間の延長も同様です。
- 3 「仮認定」NPO法人の名称が「特例認定」NPO法人に改められます。



熊本地震支援に関する情報

長野県みらいペースで支援事業費を募集しませんか?

長野県みらいペースは長野県が構築し、認定特定非営利活動法人長野県みらい基金が運用する、公共的活動を行う団体を支援する寄付募集サイトです。

長野県みらいペースでは、4月に発生した平成28年熊本地震を受け、被災者支援活動を行う団体のために緊急寄付募集を受け付けており、既に5団体が寄付募集を行っています。(平成28年7月13日現在)

今回の災害により被災された方々の支援を検討されている団体は是非、長野県みらいペースを活用して、支援事業費を募集してみませんか。

寄付募集に関する詳細は長野県みらいペースのホームページをご覧ください。認定特定非営利活動法人長野県みらい基金までお問い合わせください。

ホームページ <http://www.mirai-kikin.or.jp/>

お問い合わせ 認定特定非営利活動法人 長野県みらい基金

TEL:026-217-2220 FAX:026-217-2221

E-mail:info@mirai-kikin.or.jp

松本事務所

TEL/FAX:0263-50-5535



ボランティアツアーの実施についてご注意ください!

平成28年熊本地震の支援活動において、旅行業の登録を受けていないNPOや社会福祉協議会等が主催者となり、ボランティア参加者を募集し、参加代金を収受した上でボランティアツアーを実施しようとしている事例が観光庁等に報告されています。

旅行業法により、鉄道・バス・飛行機・タクシーなどの運送サービスやホテル・旅館などの宿泊サービスの手配を伴うボランティアツアーについては、観光庁長官または都道府県知事の登録を受けた旅行者業者でなければ取り扱うことができないこととなっています。

従って、このようなボランティアツアーの実施については、主催者が旅行業の登録を受けるか、または、旅行業法施行要領(平成17年2月28日付け 国総旅振第386号)第1 定義(法第2条)における2 企画旅行契約(法第2条第4項)3(4)に基づいて取り扱うようにご注意ください。

詳細については、長野県ホームページをご覧ください。長野県観光部山岳高原観光課までお問い合わせください。

ホームページ http://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/naganoken_ryokougyou.html

お問い合わせ 長野県 観光部 山岳高原観光課 総務係

TEL:026-235-7250 FAX:026-235-7257

※旅行業法施行要領は、一般社団法人全国旅行業協会のホームページに掲載されています。(http://www.anta.or.jp/)



協働デスク便り

平成28年度長野県生活支援コーディネーター ネットワーク研修参加者募集

高齢者の生活支援体制の整備のため、多様な生活支援サービスの提供主体であるNPO・宅幼老所等と、市町村等及び市町村に配置される生活支援コーディネーターが、それぞれの取組みについての情報交換を行い、連携強化を図ることを目的とした研修が開催されます。参加費は無料です。高齢者の生活支援に取り組むNPOの皆様、是非ご参加ください。

開催日時・場所

開催日	時間	会場	開催場所
8月23日(火)	10:00~15:30	東北信	長野県社会福祉総合センター 講堂 (長野市若里7丁目1番7号)
8月30日(火)	10:00~15:30	中南信	長野県松本勤労者福祉センター 大会議室 (松本市中央4丁目7番26号)

申込方法

同封の研修申込書及びアピールカードを、郵送、電子メールまたはFAXにより、8月12日(金)までに長野県健康福祉部介護支援課へ提出してください。

お申込み・お問い合わせ

長野県 健康福祉部 介護支援課 計画係 電話 026-235-7111 (直通) FAX 026-235-7394
E-mail : kaigo-keikaku@pref.nagano.lg.jp
郵送先 〒380-8570 (県庁専用番号のため住所記載不要) 長野県庁介護支援課計画係 小林あて

子ども・若者支援を行っている団体の皆様へ アンケート調査等のお願い

県では、平成28年3月に策定した「長野県子どもの貧困対策推進計画」に基づく取組みの一つとして、本年度、「官民協働による居場所づくり応援プラットフォーム構築事業」を実施することとなりました。

この事業により、子ども・若者支援を行うNPO等の活動実態を調査し、その結果を踏まえ、「学習支援」「食事の提供」「相談対応」等の機能を持つ子どもの居場所づくりに向けたマッチングプラットフォームのモデル構築を行います。このマッチングプラットフォームを通じて、地域の意欲あるNPO等の皆様の御協力を得ながら、官民協働の取組をさらに進めます。

活動実態調査は、次のとおり実施する予定です。お手元に調査依頼が届いた際には、是非、御協力をお願いします。

実施時期 > 9月頃から

調査対象 > 活動分野に「子どもの健全育成」を位置付けているNPO法人、子ども・若者支援を行っている県内の主な任意団体 など

調査内容等

NPO等活動実態調査	活動状況、課題等をアンケート方式でお尋ねします。なお、対面でのヒアリング調査をお願いすることがあります
支援対象者の実態調査	NPO等からサービス提供を受けている方々の現状やニーズをお尋ねします。支援を受けておられる方が安心して回答を寄せられるよう、支援を実施しているNPO等を通してアンケート方式での調査とする予定です。

お問い合わせ

長野県 県民文化部 県民協働課 協働・NPO係 電話 026-235-7189 (直通) FAX 026-235-7258

しあわせ信州婚活サポーターを募集しています

長野県では、結婚を希望する方の婚活を支援するため、「出会いの相談や仲介」などをボランティアとして行っていただく「しあわせ信州婚活サポーター」を募集しています。

しあわせ信州婚活サポーターに認定されると、サポーター同士の交流会や研修会にご参加いただけるほか、身分証が交付されます。

若者の結婚支援にご関心のある方はぜひ、「ながの結婚・子育て応援宣言」の趣旨にご賛同の上、ご応募ください。

応募条件 > 県内在住の20歳以上の方で、ボランティアとして結婚支援を行っていただける方

活動内容 > ◆ 出会いの相談・仲介(お見合いのお世話) ◆ 出会いに関するイベント情報等の提供 など

申込みから認定までの流れ

- ◆「申込書」と「誓約書」(県ホームページに掲載しています)に必要な事項を記入の上、身分証明書の写し(運転免許証または健康保険証等)を添付して、郵送またはFAXにより、長野県県民文化部次世代サポート課次世代企画係へ申し込みください。
- ◆ 申込みが受理された方は、後日ご案内する講習会を受講していただき、修了者をサポーターとして認定します。

県ホームページのアドレス

ながの結婚・子育て応援宣言

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/shien/shien/shoshika/kekkon/documents/sengen.pdf>

しあわせ信州婚活サポーター

<http://www.pref.nagano.lg.jp/jisedai/kyoiku/shien/shien/shoshika/kekkon/supporter.html>

お申込み・お問い合わせ

長野県 県民文化部 次世代サポート課 次世代企画係

電話 026-235-7207 (直通) FAX 026-235-7087

郵送先 〒380-8570 (県庁専用番号のため住所記載不要) 長野県庁次世代サポート課次世代企画係あて

協働コーディネイトデスクにご相談ください。

県と民間の皆様との協働に関するご相談やご提案がございましたら、協働コーディネイトデスクへお気軽にご相談ください。

協働コーディネイトデスク (県庁 東庁舎 1F 県民協働課内)

TEL.026-235-7190 FAX.026-235-7258 E-mail:cocodesk@pref.nagano.lg.jp

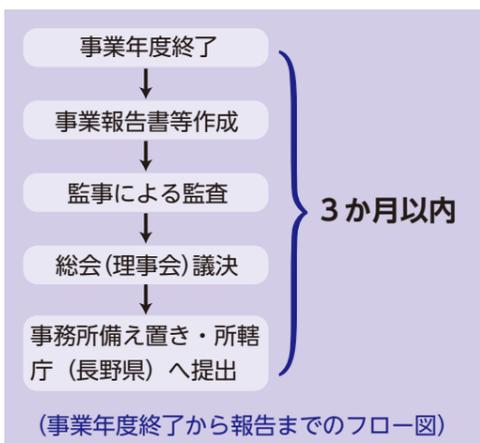
県からのお知らせ

事業報告書等の提出期限にご注意ください!

特定非営利活動促進法（NPO法）第28条1項の規定により、NPO法人は毎事業年度始めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等の書類を作成し、閲覧書類として事務所に備え置かなければなりません。

また、同法第29条の規定により、同書類を**毎事業年度の始めの3か月以内に所轄庁（長野県）に提出**する必要があります。（例えば3月決算の法人の場合、提出期限は6月末です。）

※事業報告書等を期限までに提出しなかった場合、過料に処されることがあります。また、認定（仮認定）NPO法人の申請を行う場合、認定（仮認定）の基準に適合しないこととなりますので、ご注意ください。



役員変更等の届出もお忘れなく!

役員の新任、辞任、解任、住所の変更、死亡、改姓または改名があった場合や任期満了に伴い役員を再任した場合は役員変更等届出書の提出が必要になります。

代表権のある方の登記事項に変更がある場合には法務局への変更登記手続きも必要になりますので、忘れずに対応しましょう。

○書類の提出やご不明な点の問合せ先はこちら

〒380-8570（住所は記載不要です。）長野県 県民文化部 県民協働課 協働・NPO係
電話 026-235-7189 FAX 026-235-7258 E-mail: kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

または、地方事務所 地域政策課 県民生活係（県内各合同庁舎内）

長野県プロボノベースでプロボノのチカラを借りてみませんか

Webサイト「長野県プロボノベース」は、NPOとプロボノをつなぐマッチングサイトです。

NPO法人、任意のボランティア団体、学校法人、自治会など、公共的活動を行う団体であれば、どなたでも利用可能です。「プロボノのチカラを借りる」、「プロボノになる」、どちらの利用も大歓迎です。是非、サイトをご覧ください。

お問い合わせ 認定特定非営利活動法人 長野県みらい基金
電話 026-217-2220 FAX 026-217-2221
E-mail: info@mirai-kikin.or.jp
【松本事務所】 電話/FAX: 0263-50-5535

長野県プロボノベース
あなたの経験・知識・スキルを
ボランティアとして活かしてみませんか?

<https://www.mirai-kikin.or.jp/probono/>

NPO法人設立講座開催案内

NPO法人を立ち上げて社会貢献活動をしたい方を対象に、「NPO法人設立講座」を開催しています。

開催日時・場所 13時30分～15時

開催日	会場	開催場所	申込締切日
8月3日(水)	松本	長野県松本合同庁舎 501号会議室 (松本市大字島立1020)	7月29日(金)
8月25日(木)	木曾	長野県木曾合同庁舎 403会議室 (木曾郡木曾町福島2757-1)	8月22日(月)
9月2日(金)	北信	長野県北信合同庁舎 202・203号会議室 (中野市大字壁田955)	8月29日(月)
毎月第2木曜日 13:30～16:30 8月は10日(水)	県庁	北信消費生活センター 談話室1 (長野市中御所岡田98-1 (長野保健福祉事務所庁舎1階))	開催日前週の 金曜日17時まで

申込方法 各会場の申込締切日までに県民協働課へFAX、電話またはメールでお申し込みください。

お申込み・お問い合わせ

長野県 県民文化部 県民協働課 協働・NPO係

電話 026-235-7189 FAX 026-235-7258 E-mail: kyodo-npo@pref.nagano.lg.jp

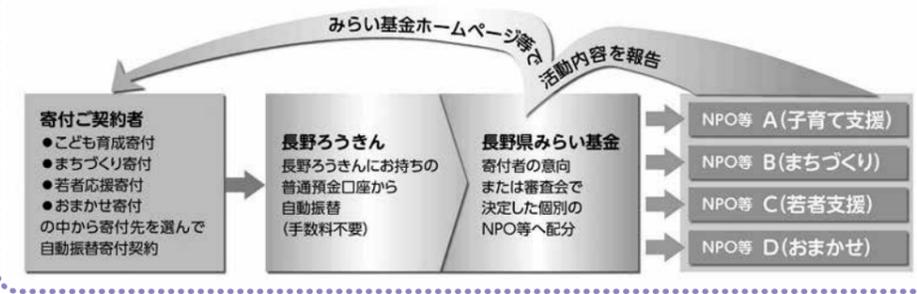
長野県みらい基金からのお知らせ「長野県みらいベース」

マンスリー寄付スタート 市民活動応援・自動振替寄付

長野県みらい基金は、県内の地域課題を解決し、安心して活気ある社会づくりを目指すNPOや市民活動団体を寄付で応援しています。この度、長野県労働金庫の全面的な協力のもと、県民・勤労者とNPO・市民活動団体を結ぶ新しい支援のカたちとして、「マンスリー寄付」を新設しました。

「マンスリー寄付」は、福祉金融機関である長野ろうきんの普通預金口座から毎月NPO等への寄付金を手数料無料で自動振替するシステムです。集まった寄付金は、あなたが応援したい寄付先へ、審査会を通じて助成されます。助成先の活動状況は、長野県みらい基金のホームページやニュースレターなどでお知らせします。

※寄付金額は、こども育成寄付・まちづくり寄付・若者応援寄付は毎月300円以上100円単位。おまかせ寄付は100円以上100円単位です。



お問い合わせ 認定特定非営利活動法人 長野県みらい基金
電話 026-217-2220 FAX 026-217-2221 E-mail: info@mirai-kikin.or.jp
【松本事務所】 電話/FAX: 0263-50-5535

県内の認定、仮認定NPO法人紹介

平成27年10月以降に、長野県が認定、仮認定したNPO法人を紹介します。

名 称 認定特定非営利活動法人 日本チェルノブイリ連帯基金
主たる事務所の所在地 松本市浅間温泉二丁目12番12号 代表者 鎌田 貴
認定期間 平成28年3月28日～平成33年3月27日(5年間)

名 称 仮認定特定非営利活動法人 日本武道総合格闘技連盟
主たる事務所の所在地 飯田市上郷黒田5530番地 代表者 小沢 隆
仮認定期間 平成27年10月22日～平成30年10月21日(3年間)

名 称 仮認定特定非営利活動法人 ユニオンサポートセンター
主たる事務所の所在地 松本市中央四丁目7番22号 代表者 小原 春美
仮認定期間 平成28年4月6日～平成31年4月5日(3年間)

新たに設立の届出があった21法人を紹介します。NPO法人名・主たる事務所・目的(定款のとおり)

特定非営利活動法人 いやま

飯田市大字蓮2729番地

この法人は、終末期にある方々等に心安らかにお過ごしいただく「ホームホスピスとがり」等を運営し、前述の方々、障がいのある方や子育て中の方、子ども、お年寄りなど、地域にお住まいの様々な人々にとって居心地の良い場所を提供し、もって在宅終末期医療福祉および地域福祉、児童福祉、障がい者福祉等に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 ハヶ岳南麓まちづくり会議

諏訪郡富士見町富士見3681番地4コーポ夫婦石B101号室

この法人は、市民、行政、民間企業による協働社会の実現を目指し、地域資源を活かした持続可能な地域づくりに関する事業を行い、地域活性化及びまちづくりの推進等に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 佐久市体育協会

佐久市中込2939番地 佐久市総合体育館内

本会は、佐久市における総合体育団体であって、スポーツを振興し、市民の体力向上を図り、スポーツ文化の高揚に努力し、スポーツ精神を養うことに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 信州自然エネルギー研究会

飯田市龍江4299番地イ

この法人は、太陽光等自然エネルギーを利用した小規模発電事業、過度の化学肥料農薬に依存しない地域特質に適合した小規模農林業事業等を行い中山間地域の振興に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 子どもたちのためのスポーツイベントネットワーク

佐久市白田1897番地3

この法人は、子供たち(主に小中学生)に対して、スポーツに関する事業を行い、子供たちの健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 フードバンク信州

長野市大字高田1029番地1

この法人は、まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、生活困窮者等の支援を必要としている人に適切に提供するフードバンク活動を地域の仕組みとして確立させ、共助社会の構築をめざす。

特定非営利活動法人 おしゃべりサラダ

飯田市追手町二丁目630番地8

この法人は、子どもと子育て家庭及び地域社会に対して、共に学び、支え育ちあうことを目指した事業を行い、地域のつながりの中で、親子が健やかに生き生きと生活でき、それぞれが認め合い、共存・循環し続ける子育て環境づくり、まちづくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 祭り街道の里ドリーム新野

下伊那郡阿南町新野524番地

この法人は、祭り街道を介して里山と都市との交流拡大を目的とする。

特定非営利活動法人 高齢者・障がい者・地域6次産業化連携機構

上田市仁古田500番地1

機構は、主としてインターネットを駆使し、高齢者や障がい者らの自主的な起業を支援し、もって高齢者、障がい者らの収入増を図る。中山間地においては、高齢者の起業で、集落の持続を図る。

機構が支援する起業は、主として地域資源や不用品、再生可能エネルギーなどを活用し、地域ぐるみの産業の総合化の手法を執る。農水省所管第6次産業化の制度事業への反省を踏まえ、商品を確実に売り、再生産コストを確保するなど事業の継続支援に特化する。

機構は、さらに高齢者と障がい者らの日常生活に利便性を増す生活道具類の提案、生活コストの軽減化に結び着く情報提供などを行う。

特定非営利活動法人 在宅医療支援センター信濃

松本市若3丁目5番41-3号

この法人は、病気・障害をもった方が、合併症の予防や社会復帰のために、より安心して在宅医療を選択できるよう、情報提供、広報活動を行う。また、在宅医療を必要とする患者及び家族に対して、健常者に近い日常生活を送るため、不便に感じていることのお手伝いや困りごとの相談などの生活応援業務を行い、地域社会で幸せに自立した生活ができるよう暮らしの質の向上に寄与することを目的としている。

特定非営利活動法人 おみごと

東筑摩郡麻績村6305番地

この法人は、村の基幹産業である農業を持続可能なものとするために必要な施策展開を行うとともに、都市部から移住した地域の担い手等の人材育成を支援すること、麻績村の明るい未来を創り上げていくことを目的とする。

特定非営利活動法人 えんのわ

塩尻市大門一番町12-2 塩尻市民交流センター

この法人は、NPOが発展し、より充実した地域づくりの担い手として、地域における課題解決ができ、その活動が潤滑に行えるように支援すること、および、NPOに関わる人たちの「想い」を多くの地域住民に伝えるとともに、より良い制度作り等に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 日本よりそい家族会

上田市中央西二丁目6番7号 グリーンビル1階2号

この法人は、広く一般市民を対象として、社会的課題である高齢者や障害者の医療と福祉の充実を図るため、これら社会的弱者の身元保証の引受けを軸に、医療又は福祉施設への付き添い、出張理美容その他生活サポート事業、また死にかかわる問題として相続、葬儀、納骨及び墓地に関する相談、支援等の死後の事務処理事業をおこなうことにより人権擁護を図るとともに、本人あるいは親族の精神的、経済的負担を軽減し、市民参加による福祉推進活動を通して福祉の町づくりをおこない、また、婚活事業をとおして家族の絆を深め、少子化問題への対策に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 すざか地域ネットワーク研究所

須坂市大字相之島521番地

この法人は、すべての人が、地域で健康で安心して生活できる地域社会の実現と、楽しく生きがいのある地域社会の構築を目指し、様々な活動や支援の場等の整備を通じノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 シニアサポートさく

佐久市中込1133番地14

この法人は、高齢者及び障害者が人間の尊厳をもって、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう生活自立、社会参加等の支援を行い、高齢者及び障害者が住みよい地域づくり等の地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 地域創生研究所あつまれむらびと

下高井郡木島平村大字穂高3108番地2

この法人は、地域社会において、地域の課題についての調査、実践的な解決策の研究、提案・助言などに関する事業を行い、地域社会の活性化及び持続可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 安曇野市体育協会

安曇野市堀金烏川2662番地

本会は、市民のスポーツ振興、健康体力づくりの推進、競技力の向上及びスポーツ文化に関する事業を行い、スポーツを通して健全な精神の高揚を図り、健康的で明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 人と人を繋ぐ信州生涯学習アカデミー

佐久市白田1897番地2

この法人は、子どもたちから高齢者までの人々に対して、学術・文化・芸術・スポーツ活動に関する事業を行い、その生涯を豊かなものにする学習に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 まろんぐらっせ

上高井郡小布施町大字中松388番地15

この法人は、障がい者が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障がい者の自立に向けた支援を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 たけのこ

松本市寿北6丁目11番1号 淵庵村多目的ホール

この法人は、広く一般市民や企業の他、公的、教育、福祉関連機関や施設を対象として、人と人の出会いの場の創造、機会、企画などコミュニティの創造を行い、人と人がより良い関係で共存し、また人が作り出した芽をたけのこのように強くたくましく育み、より良い社会環境の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人 野原の学校

上田市菅平高原1223番地2767

この法人は、青少年及びその保護者らに対し、キャンプやワークショップを中心とした教育に関する事業を行い、青少年の成長に寄与することを目的とする。

県内のNPO法人の情報については、県公式ホームページ「県民協働・NPO・ボランティア情報コーナー」でご覧いただけます。